

お 知 ら せ

令和8年9月24日

課名	環境企画課
担当	秋山、間野
内線	3015、3016
直通	086-226-7285

岡山県環境審議会を開催します

次のとおり岡山県環境審議会総会及び各部会を開催しますのでお知らせします。

記

1 日時

令和8年10月1日（木） 14：00～16：00

2 場所

ピュアリティまきび（岡山市北区下石井2-6-41）

3 議題

（1）総会（第1部） 14：00～14：20（2階 孔雀）

（第2部） 14：50～15：00（2階 孔雀）

- ・会長、副会長の選出について
- ・各部会委員の指名について
- ・その他

（2）部会

①景観部会 14：20～14：50（3階 吉備）

②水質部会 14：20～14：50（3階 橘）

③大気部会 14：20～14：50（3階 飛鳥）

④廃棄物対策部会 14：20～14：50（2階 白鳥）

⑤政策部会 15：00～16：00（2階 白鳥）

- ・部会長の選出及び副部会長の指名について【各部会】
- ・第6次岡山県廃棄物処理計画の策定について【廃棄物対策部会】
- ・岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の令和7（2025）年度進捗状況について【政策部会】
- ・その他

4 環境審議会委員名簿

別紙のとおり

5 会議の公開等

- ・会議は公開として傍聴席を3席設けますので、傍聴を希望される方は、受付時間（13：30～13：50）に会場にお越しください。
- ・傍聴の受付は、先着順で行い、定員（3名）に達し次第締め切ります。

岡山県環境審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
赤井 藤子	おかやまエコマインドネットワーク 理事
阿部 宏史	環太平洋大学 副学長
池口 主弥	岡山県立大学保健福祉学部栄養学科 准教授
大山 知康	弁護士法人岡山パブリック法律事務所ゆずりは新見支所 弁護士
嘉数 彰彦	岡山県立大学 名誉教授
片岡 靖隆	備中綜合法律事務所 弁護士
加藤 せい子	千道株式会社 代表取締役
菊池 玉子	岡山県商工会女性部連合会 副会長
木村 幸敬	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授
黒宮 亜希子	吉備国際大学社会科学部経営社会学科 教授
小松 満	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授
齋藤 美絵子	岡山県立大学デザイン学部ビジュアルデザイン学科 教授
嶋 一徹	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授
嶋田 詠子	株式会社アーキスコープ 取締役
末石 芳巳	岡山大学 名誉教授
杉山 裕子	岡山理科大学理学部基礎理学科 教授
高橋 徹	岡山県議会議員
田代 滉貴	岡山大学学術研究院社会文化科学学域 准教授
内藤 はま子	環境カウンセラー
中田 和義	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授
長濱 統彦	ノートルダム清心女子大学人間生活部食品栄養学科 教授
野沢 徹	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授
橋口 亜由未	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授
藤木 茂彦	一般社団法人岡山経済同友会 特命理事
藤原 園子	公益財団法人水島地域環境再生財団 事務局長
藤原 健史	合同会社環境未来クリエイト 代表社員
弥田 俊男	岡山理科大学工学部建築学科 准教授
吉田 光宏	岡山県地球温暖化防止活動推進センター センター長
依田 健志	川崎医科大学医学部医学科公衆衛生学教室 教授
合計	29名

任期：令和10年8月31日まで

傍 聴 要 領

岡山県環境審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻 10 分前までに、氏名、住所及び連絡先を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) ウェブ会議システムを使用した会議（以下、「オンライン」という。）の場合は上記(1)の「会場に入室」を「オンラインに接続」に読み替えるものとします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、事務局より注意し、なお、これに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) オンラインの際は、ビデオ機能、マイク機能をオフにすること。
- (4) 会場において、食事又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。